[事案 2022-329] 契約無効請求

•令和5年7月11日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の誤説明等を理由に、契約の無効を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成24年12月に契約した養老保険について、以下等の理由により、契約を無効とし、既払 込保険料と満期保険金の差額を支払ってほしい。

- (1) 募集人から、払い込んだ保険料が全額戻ってくる旨の説明を受け、自分からも途中解約しなければ満期に全額が戻ってくることを募集人に確認し、そのような内容と誤信して契約した。
- (2)募集人は、最重要事項かつ不利益事実である「払込保険料が受取金額を上回る」という説明を一切行わず、また、設計書も渡さなかった。
- (3)消費者が断っているにもかかわらず再勧誘する行為は、特定商取引法に違反する。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、申立人に対して、設計書等を用いて、満期保険金の金額、保険料が全期前納で掛け捨て部分があること等を説明している。
- (2) 募集人は、申立人に対して、払込保険料が満期保険金を上回ることを説明している。また、申立人は申込書において、設計書を受領し説明を受けた旨の受領印を押印している。
- (3)特定商取引法は、保険の引受けについては適用対象外である。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握する ため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人の誤説明等は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別 事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。